

大分県公営住宅の省エネルギー工事の推進及び 内部改修時等における断熱化等の方針

(目的)

第1 大分県における公営住宅の新築及び改修等において、省エネルギー化に積極的に取り組むことにより、エネルギー資源利用の効率化や入居者に適切な温熱環境の提供、入居者の水光熱費の軽減等に努めるとともに、社会の持続可能な発展を考慮した快適な住環境を提供することを目的とする。

(新築時における省エネルギーへの取組)

第2 新築時において、住宅性能評価基準の性能等級は等級4とするが、地域特性等を考慮し、等級4により難い場合は等級3とする。

また、住宅性能評価にて評価されない次の項目については、下表に応じて導入を検討する。

技術項目		原則として導入	状況等に応じて導入
電気	太陽光発電設備		○
	照明 LED	○	
機械	給水・節水器具	○	
	衛生設備 高効率給湯器	○	

(改修時等における省エネルギーへの取組)

第3 改修時等においては、住宅性能評価基準の断熱等性能等級3以上になるよう努めるとともに、住宅性能評価にて評価されない項目については、第2の表に応じて導入を検討する。

(設計時における省エネルギーへの配慮)

第4 新築及び改修等設計時のプラン検討の際には、次の項目において配慮や検討を行う。

- ・窓やドアの配置において、風通しに配慮すること。
- ・陽あたりを想定し、日光をうまく取り入れること。
- ・北側玄関土間部分と室内部分を簡易に建具で仕切ることなどにより、冷たい空間とそうでない空間をうまく分離すること。

【添付資料13 大分県公営住宅の省エネルギー工事の推進及び内部改修時における断熱化等の方針】

(屋根や敷地等における省エネルギーへの取組)

第5 新築や改修時等に関わらず、屋根や敷地等において自然エネルギーを利用した施設の採用に努める。

附則

この方針は、令和3年4月1日から適用する。